介護

介護サービス・介護予防サービス

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

以降のページのマークについて

- 要支援 1・2　要支援１・２の方が介護保険を使って利用できるサービス。
- 要介護 1～5　要介護１～５の方が介護保険を使って利用できるサービス。

●サービス名の後にある番号は介護サービス事業所一覧表のサービス種類に該当します。

ケアプランを作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要支援 1・2　介護予防支援 ケアマネジャー

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要介護 1～5　居宅介護支援 ケアマネジャー

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します。）

自宅を訪問してもらう

日常生活の手助けをしてもらう

要支援 1・2　介護予防訪問介護（ヘルパー）

※総合事業

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

要介護 1～5　訪問介護（ヘルパー）

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

＜身体介護中心＞●食事、入浴、排せつのお世話
●衣類やシーツの交換 など

＜生活援助中心＞●住居の掃除、洗濯、買い物
●食事の準備、調理 など

自宅でリハビリをする

要支援 1・2　要介護 1～5　訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

看護師などに訪問してもらう

要支援 1・2　要介護 1～5　訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、３つのタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。

介護保険施設に移り住む

生活介護が中心の施設

要介護3～5 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

病院での療養が中心の施設

要介護1～5 介護医療院

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

介護保険サービス以外の入所施設

介護保険サービス以外の施設入所であるため、要介護認定を受けていなくても入所することが可能です。ただし、医療的ケアが必要な人や、介護度が高い場合は受け入れができない場合もあるため、入所に関しては各施設に問い合わせが必要です。

介護保険施設以外の施設に移り住む

軽費老人ホーム

自宅での生活が困難な方が、食事や洗濯などの生活支援サービスを受けながら生活できる施設です。

有料老人ホーム

高齢者の心身を健康に保つことを目的で、食事、家事、介護、健康管理などのサービスを受けられる施設です。

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリーが完備された高齢者の住まいです。入居すると、安否確認や生活相談のサービスが受けられます。

施設に通って受ける

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要支援1・2 介護予防通所介護（デイサービス）※総合事業

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて
- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

要介護1〜5 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて
- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

施設に通ってリハビリをする

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて
- 筋力トレーニングなどの機能訓練（運動器機能向上）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

要介護1〜5 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要支援1・2 要介護1〜5 短期入所生活介護（ショートステイ）（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要支援1・2 要介護1〜5 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

自宅から移り住んで利用する

有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要支援1・2 要介護1〜5 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

※基本的には**利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。**
※費用は施設の体制などによって異なります。
※自己負担は１割または２割です。
※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

【グループホーム】
認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

地域密着型通所介護（デイサービス）

一日の利用定員が18名までの小規模なデイサービスです。食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

地域密着型　介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。